

令和3年度長崎女子短期大学入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

令和2年9月29日 入試広報室

1. 基本的な考え方

令和3年度の本学入学者選抜につき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、試験の実施に関して広く社会的な理解を得るため、そのガイドラインを策定した。

入学者選抜においては、受験生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、試験中は、他者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、その感染拡大のリスクは比較的低位に分類されるものであると言える。

入試時期に、全国的に混乱をきたすような爆発的な感染拡大が生じているような場合は別として、基本的には、十分な対策を講じた上で試験を実施し、受験機会の確保を図りたい。

今般、国が示したガイドラインをもとに、いかにして新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えた。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、その望ましい内容・方法等について整理したものである。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

①試験場の確保

政府が定める「基本的対処方針」では、「催物（イベント等）の開催」に関し、「屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと」とされている。こうした方針を踏まえれば、控え室及び試験場（以下「試験場」と称す）においても、可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度とする。

受験生の人数が通常使用時の収容定員の半分程度を超える試験場がある場合は、当初予定していた試験場の増設を検討する。

②試験場の座席間の距離の確保

試験場においては、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、1メートル程度の間隔を確保する。

③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

④試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温

測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保すること。

⑤別室の確保

発熱・咳等の体調不良者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。なお、障がいのある受験生のための別室とは別に確保すること。

⑥試験場の机、椅子の消毒

試験前日に消毒用アルコールを使用した拭き取りを行うこと。また、当日の試験終了時にも拭き取りによる消毒を行うこと。

⑦面接試験の実施

面接試験については、受験生と面接委員との距離は2メートル以上を確保し、概ね1時間ごとの休憩時に窓を開放し換気すること。総合型選抜において自己アピールを行う場合には、発声を伴う歌唱などについては予め受験生と連絡をとり、飛沫対策を講じたうえで行うこととする。

また、学校推薦型選抜（指定校）においては、県外からの受験など特別な事由と判断された場合に限り、対面による面接に替え、オンラインによる面接を行うことを可とする。

⑧トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口への導線を示すとともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示する。

⑨保護者控え室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控え室についても受験生控え室と同様の対応とする。

⑩関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、保健所等の関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

(2) 試験当日の対応

①受付における対応

受験生が受付を行う際、通常の入試関係の受付以外に検温及び手指消毒を行うとともに、プリントを配布して感染防止対策への協力を求めること。

②マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、マスクの着用を義務づけること。受付や控え室、その他試験場においては他者との接触、会話を極力控えるよう要請すること。試験監督者等についても同様であること。

③試験場ごとの手指消毒の実施

試験場への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務づけるこ

と。試験監督者等についても同様であること。

④発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を、控え室監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示すること。なお、追試験に係る手数料はこれを徴収しない。

⑤体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、本学の労務管理上、適切な対応をとること。

⑥換気の実施

試験場の大きさやそれに対する受験生の数等、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、少なくとも1時間ごとに、できるだけ全ての窓を可能な限り長く、少なくとも5分程度開放する。

⑦試験終了時の周知

試験終了時には速やかに退校させるよう促すとともに、試験場内にマスクを廃棄しないよう文書等で周知させる。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、本学の労務管理上、適切な対応をとること。

②試験室の机、椅子の消毒

試験終了後には、消毒用アルコールを使用した拭き取りを行うこと。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき次の事項を整理し、文書にて周知する。

①医療機関での受診

発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

②受験できない者

新型コロナウイルスに罹患し、試験日までに医師が治癒したと診断していない者や、試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた者は受験できないこと。受験生は、追試験等の実施について、事前に本学と協議すること。

③試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、試験場では常に着用すること。試験場においては他者との接触、会話を極力控えること。

④試験当日の服装

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参することが望ましい。

⑤ホームページでの掲載

受験生に周知する文書については、ホームページにも掲載し、学内外に公表し理解を得ること。